

証券コード 8410
平成24年6月1日

株主各位

東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
株式会社セブン銀行
代表取締役社長 二子石 謙 輔

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成24年6月18日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月19日（火曜日）午前10時（開場午前9時）

2. 場 所 東京都港区芝公園三丁目3番1号

東京プリンスホテル 2階 鳳凰の間

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 株主総会の目的事項

報告事項 第11期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役10名選任の件

第2号議案 取締役の報酬額改定の件

第3号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額および内容改定の件

4. 招集にあたっての決定事項

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sevenbank.co.jp/ir/stock/>）に掲載させていただきます。

添付書類

第11期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告

1 当社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当社は、セブン&アイHLDGS.グループ（以下、「グループ」という）のセブン-イレブン、イトーヨーカドー等の店舗をはじめ、空港や駅、金融機関店舗等に現金自動預払機（以下、「ATM」という）を設置し、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、JAバンク、JFマリンバンク、商工組合中央金庫、証券会社、生命保険会社、クレジットカード会社、消費者金融会社等多くの金融機関と提携することで、原則24時間365日稼働する利便性の高いATMネットワークを介して多くのお客さまに入出金サービスを提供するという事業を展開しております。

また、当社に口座をお持ちの個人のお客さまを対象に、ATMをはじめパソコンや携帯電話からも普通預金や定期預金、ローンサービス、海外送金サービスなどをご利用いただける身近で便利な口座サービスを提供しております。

金融経済環境

わが国の景気は、海外経済の減速や円高の影響などから、依然として横ばい圏内で推移してはいるものの、新興国・資源国の経済成長や震災復興関連の需要増加を背景に緩やかな回復基調に転じていくと考えられます。また、金融環境は、緩和の動きが続いており、民間企業の資金需要面をみると、運転資金や企業買収関連を中心に増加の動きがみられます。各金融機関のバランスシートの健全性も保たれており、安定した状況が続いております。

当年度における事業の経過及び成果

① ATM事業の状況

当年度も、グループ内外でATM設置台数の増加を推進いたしました。加えて、ご利用いただける提携金融機関を増やすことにより、ATMをご利用いただくお客さまの利便性向上に努めました。

当年度は、新たにSBJ銀行（平成23年4月）、福岡中央銀行（平成23年6月）、長崎銀行（平成23年9月）、北九州銀行（平成23年10月）、オリックス銀行（平成24年3月）のほか、信用金庫3庫、信用組合3組合と提携いたしました。この結果、当年度末現在の提携金融機関は、銀行105行、信用金庫265庫、信用組合132組合、労働金庫13庫、JAバンク1業態、JFマリンバンク1業態、商工組合中央金庫1庫、証券会社9社、生命保険会社8社、その他金融機関42社（注1）の計577社（注2）となりました。

A T M設置については、グループ内では、鹿児島県等セブン-イレブン店舗の新規出店地域に合わせて展開いたしました。また、利用件数の多いセブン-イレブン店舗へのA T M増設（当年度末現在の複数台設置店舗は1,100店）を行いました。一方、グループ外では、大和証券の本支店に約140台の設置を完了したほか、大丸ピーコックに新たに設置するなど、お客さまのご利用ニーズの高い商業施設や駅、高速道路のサービスエリア等への展開を推進いたしました。

また、震災による被災地域のA T Mサービスの早期回復に取り組んだほか、移動型A T Mサービスをいち早く導入し、被災者の生活を支援いたしました。

以上の取り組みの結果、A T M設置台数は16,632台（前年度末比8.2%増）になりました。また、当年度のA T M1日1台当たり平均利用件数は112.6件（前年度比0.3件増）、総利用件数は655百万件（同7.4%増）と推移いたしました。

(注) 1. 平成24年3月末のその他金融機関数は、前年度末（43社）から合併により1社減少し、42社となりました。

2. J Aバンク及びJ Fマリンバンクについては、業態としてそれぞれ1つとしております。

② 金融サービス事業の状況

平成24年3月末現在、個人のお客さまの預金口座数は971千口座（前年度末比9.6%増）、個人向けローンサービスの契約口座数は17千口座（同90.9%増）となりました。平成23年6月には、お客さまの多様なニーズにお応えするべく、一定条件を満たしたお客さまを対象に、個人向けローンサービスのご利用限度額を従来の10万円から30万円または50万円へ増額できるようにいたしました。

また、平成23年3月から開始した海外送金サービスは当初のパソコンや携帯電話でのご利用に加え、同年7月からはA T Mでもご利用いただけるようになり、サービス開始から約1年で契約口座数は約10千口座、送金件数は約32千件となりました。

③ 経営成績

当年度の当社業績は、経常収益が88,318百万円（前年度比5.1%増）、経常利益が29,557百万円（同7.6%増）、当期純利益が17,267百万円（同7.8%増）となりました。

A T M設置台数の増加と預貯金金融機関の取引件数伸長により、総利用件数が着実に増加したため、増収増益となりました。また、改正貸金業法施行によるノンバンクの取引減少の動きは底入れしつつあります。

④ 資産、負債及び純資産の状況

総資産は652,956百万円となりました。そのうちA T M運営のために必要な現金預け金が368,518百万円と過半を占めております。その他、主に為替決済、日本銀行当座貸越取引等の担保として必要な有価証券が98,813百万円、提携金融機関との一時的な立替金であるA T M仮払金が123,554百万円となっております。

負債は527,326百万円となりました。このうち主なものは預金であり、その残高は（譲渡性預金を除く）331,581百万円となっております。このうち、個人向け普通預金残高が125,510百万円、定期預金残高は93,746百万円となっております。

純資産は125,629百万円となりました。このうち利益剰余金は64,401百万円となっております。

当社が対処すべき課題

平成24年度は、預貯金金融機関の取引は引き続き堅調な上、ノンバンクの取引減少の動きは改善していくと見られ、収益環境の好転が見込まれます。一方で、平成23年度から本格的に導入した第3世代A T Mへの入れ替え加速により、減価償却費等の費用も増加します。

こうした中で、当社が持続的な成長を実現するためには、①A T M事業の更なる強化、②金融サービス事業の早期収益化、③新事業構築への取り組み等により、収益構造に厚みを持たせることが重要な課題であると認識しております。

これらの課題に対する具体的な取り組みは以下のとおりであります。

①A T M事業については、提携金融機関と設置台数の拡大に加え、グループ外設置A T Mを中心に稼働率向上に取り組んでまいります。提携金融機関の拡大については、A T Mをご利用いただくお客さまの更なる利便性向上を目指し、未提携金融機関に対するアプローチを強化いたします。設置台数の拡大については、グループ内への着実な設置を継続しつつ、グループ外への展開を更に積極的に進めます。A T Mの稼働率向上については、グループ外設置において多くのお客さまのご利用が見込める設置場所の選定やグループ内を含め設置後のA T Mの利用促進活動を推進いたします。加えて、第3世代A T Mへの入れ替えを着実に進め、お客さまの利便性・安全性の向上を図ります。

②既に始めている金融サービス事業のうち、海外送金サービスは、利用者層の開拓、拡大に一層努めてまいります。個人向けローンサービスは、認知度向上による契約口座数増加を図ります。

③その他の新事業については、当社が有するノウハウ、インフラを最大限活用できるようなビジネスチャンスの開拓に取り組んでまいります。

当社ではこれらの取り組みを通じ、A T M事業の強化と新たな収益基盤の構築により、株主の皆さまのご期待に応えてまいります。

株主の皆さまには、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
預 金	1,881	2,087	3,126	3,315
定期性預金	517	633	1,406	1,349
その他	1,363	1,453	1,720	1,966
社 債	600	900	900	540
貸 出 金	—	1	5	19
個人向け	—	1	5	19
中小企業向け	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
有 価 証 券	888	894	999	988
国 債	865	770	956	966
その他	22	123	43	21
総 資 産	4,933	5,027	6,000	6,529
内 国 為 替 取 扱 高	115,135	118,127	241,459	267,094
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル —	百万ドル —	百万ドル 0	百万ドル 15
経 常 利 益	百万円 28,751	百万円 30,407	百万円 27,449	百万円 29,557
当 期 純 利 益	百万円 16,988	百万円 17,953	百万円 16,008	百万円 17,267
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 13 92	円 銭 14 71	円 銭 13 19	円 銭 14 49

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、平成23年12月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合をもって株式分割を行っております。平成20年度から平成22年度までの1株当たり当期純利益については、当該株式分割が平成20年度期首に行われたと仮定して遡及修正を行った場合の数値を記載しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	324人	328人
平 均 年 齢	42歳11月	42歳 9 月
平 均 勤 続 年 数	5 年 3 月	4 年 6 月
平 均 給 与 月 額	439千円	436千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額はそれぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数は嘱託及び臨時雇用を含んでおりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
東 京 都	店 21 うち出張所 (3)	店 21 うち出張所 (3)
埼 玉 県	1 (1)	1 (1)
千 葉 県	1 (1)	2 (2)
合 計	23 (5)	24 (6)

- (注) 1. 営業所数の内訳は、本店1、本店と所在地を同一とする17の仮想支店（個人向け12支店、法人向け5支店）及び有人店舗5出張所であります。
2. 上記のほか、当年度末において店舗外ATMを15,161か所（前年度末14,036か所）設置しております。

ロ 当年度新設営業所

当年度において新設営業所はありません。

- (注) 1. 当年度において本店イトーヨーカドー八千代店出張所を廃止いたしました。
2. 当年度において店舗外ATMを1,538か所新設し、413か所廃止いたしました。

ハ 銀行代理業者の一覧

当社を所属銀行とする銀行代理業者はありません。

ニ 銀行が営む銀行代理業者等の状況

所属金融機関の商号又は名称
株式会社三井住友銀行
株式会社千葉銀行
株式会社埼玉りそな銀行
ソニー銀行株式会社
オリックス銀行株式会社

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	12,205
---------	--------

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 有形固定資産及び無形固定資産への投資額の総額（仮勘定からの振替は除く）を表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
A T M	7,244
ソフトウェア	4,303

- (注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設 立 年 月 日	資 本 金	親会社が有する当社の議決権比率	そ の 他
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	東京都千代田区	純粋持株会社	平成17年9月1日	百万円 50,000	% 45.81 (45.81)	—

- (注) 議決権比率欄の（ ）内は、間接保有割合であります。

なお、当社とは預金取引関係等があります。

ロ 子会社等の状況

該当ありません。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	借入額
第一生命保険株式会社	7,000
日本生命保険相互会社	4,000
明治安田生命保険相互会社	2,000
住友生命保険相互会社	2,000
三井住友海上火災保険株式会社	2,000

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	その他
安 齋 隆	代表取締役会長	株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役	—
若 杉 正 敏	取締役副会長執行役員 〔担当〕 人事部		—
二子石 謙 輔	代表取締役社長 〔担当〕 監査部		—
舟 竹 泰 昭	取締役常務執行役員 企画部長 〔担当〕 企画部、業務改革部		—
石 黒 和 彦	取締役執行役員 システム部長 〔担当〕 システム部、ATM ソリューション部、 事務部、商品サー ビス部		—
大 橋 洋 治	取 締 役 (社外)	全日本空輸株式会社取締役会長 社団法人日本経済団体連合会副会長	—
田 村 敏 和	取 締 役 (社外)		—
氏 家 忠 彦	取 締 役 (社外)	株式会社セブン&アイ・ホールディングス顧問	—
池 田 俊 明	常 勤 監 査 役		—
日 野 正 晴	監 査 役 (社外)	弁護士（日野正晴法律事務所所長）	—
片 田 哲 也	監 査 役 (社外)		—
牛 尾 奈 緒 美	監 査 役 (社外)	明治大学情報コミュニケーション学部教授	—

(注) 大橋洋治氏、田村敏和氏、日野正晴氏、片田哲也氏及び牛尾奈緒美氏につきましては、東京証券取引所及び大阪証券取引所に独立役員として届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取締役	8名	277 (内 報酬以外の金額 56)
監査役	4名	42
計	12名	320 (内 報酬以外の金額 56)

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「報酬等」の額には、「報酬以外」として、平成23年7月1日の取締役会決議により、ストック・オプションとして取締役5名に付与した新株予約権56百万円が含まれております。
3. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額15百万円を支払っております。
4. 取締役及び監査役に対する役員賞与金及び退職慰労金はありません。
5. 平成20年6月18日開催の株主総会で定められた報酬限度額は、取締役300百万円（うち社外取締役50百万円）、監査役100百万円であります。また、取締役報酬額とは別枠で、取締役に対し付与されるストック・オプションの限度額は、60百万円であります。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
大橋 洋 治	全日本空輸株式会社取締役会長 同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。 社団法人日本経済団体連合会副会長 同連合会と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
田村 敏 和	該当ありません。
氏家 忠 彦	株式会社セブン&アイ・ホールディングス顧問 同社は当社の親会社であり、同社と当社の間には営業上の取引関係があります。
日野 正 晴	弁護士（日野正晴法律事務所所長） 同事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
片田 哲 也	該当ありません。
牛尾 奈緒美	明治大学情報コミュニケーション学部教授 同大学と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
大橋 洋治	平成20年6月から現在まで	当年度開催の取締役会13回のうち10回出席	経営者としての経験から、経営方針、業務運営等について、意見の表明等を行っております。
田村 敏和	同上	当年度開催の取締役会13回のうち12回出席	経営者及び大学教授としての経験から、経営方針、業務運営等について、意見の表明等を行っております。
氏家 忠彦	平成13年4月から現在まで	当年度開催の取締役会13回全て出席	経営者としての経験から、経営方針、業務運営等について、意見の表明等を行っております。
日野 正晴	平成17年6月から現在まで	当年度開催の取締役会13回のうち12回出席 当年度開催の監査役会14回のうち13回出席	法曹としての経験から、経営方針、業務運営面の法令遵守、内部統制を重視した意見の表明等を行っております。
片田 哲也	平成22年6月から現在まで	当年度開催の取締役会13回全て出席 当年度開催の監査役会14回全て出席	経営者としての経験から、経営方針、業務運営等について、意見の表明等を行っております。
牛尾 奈緒美	平成23年6月から現在まで	就任後開催の取締役会11回全て出席 就任後開催の監査役会11回全て出席	大学教授としての経験から、経営方針、業務運営等について、意見の表明等を行っております。

(3) 責任限定契約

当社は社外役員全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令の定める額としております。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	45	14

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 社外役員に対する役員賞与金、ストック・オプション及び退職慰労金はありません。

(5) 社外役員の意見

該当ありません。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 普通株式 4,880,000千株
 発行済株式の総数 普通株式 1,190,908千株

(2) 当年度末株主数 30,518名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	千株 453,639	% 38.09
株式会社イトーヨーカ堂	46,961	3.94
株式会社ヨークベニマル	45,000	3.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	40,629	3.41
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	39,775	3.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	35,785	3.00
ジェーピーモルガンチェースバンク 385174 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	32,705	2.74
ザチェースマンハッタンバンク 385036 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	17,320	1.45
株式会社三井住友銀行	15,000	1.25
第一生命保険株式会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	15,000	1.25

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式(126株)を控除して計算しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. サウスイースタンアセットマネジメントインクから平成23年10月11日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、同年10月3日現在同社が52,291株(保有割合4.39%)を保有している旨の報告を受けております。しかし、当社として当年度末における同社の実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

(4) その他株式に関する重要な事項

個人投資家層の拡大ならびに株式の流通の活性化を図るため、平成23年12月1日付で、1株につき1,000株の割合をもって株式分割を実施いたしました。併せて、単元株式数を100株とする単元株制度を採用いたしました。

また、平成23年12月26日に東京証券取引所市場第一部へ上場いたしました。

5 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

名称	株式会社セブン銀行 第1回-①新株予約権	株式会社セブン銀行 第2回-①新株予約権
発行決議	平成20年6月18日	平成21年7月10日
新株予約権の数（新株予約権を有する者の人数）	157個（4名）	171個（4名）
うち取締役 （社外取締役を除く）	157個（4名）	171個（4名）
うち社外取締役	—	—
うち監査役	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 157,000株 （新株予約権1個当たり 1,000株）	当社普通株式 171,000株 （新株予約権1個当たり 1,000株）
新株予約権の払込金額	新株予約権 1個当たり236,480円	新株予約権 1個当たり221,862円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1個当たり1,000円	新株予約権 1個当たり1,000円
新株予約権の行使期間	平成20年8月13日から 平成50年8月12日まで	平成21年8月4日から 平成51年8月3日まで
新株予約権の主な行使条件	取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り行使できる。	取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り行使できる。

名称	株式会社セブン銀行 第3回-①新株予約権	株式会社セブン銀行 第4回-①新株予約権
発行決議	平成22年7月9日	平成23年7月1日
新株予約権の数（新株予約権を有する者の人数）	423個（5名）	440個（5名）
うち取締役 （社外取締役を除く）	423個（5名）	440個（5名）
うち社外取締役	—	—
うち監査役	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 423,000株 （新株予約権1個当たり 1,000株）	当社普通株式 440,000株 （新株予約権1個当たり 1,000株）
新株予約権の払込金額	新株予約権 1個当たり139,824円	新株予約権 1個当たり127,950円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1個当たり1,000円	新株予約権 1個当たり1,000円
新株予約権の行使期間	平成22年8月10日から 平成52年8月9日まで	平成23年8月9日から 平成53年8月8日まで
新株予約権の主な行使条件	取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り行使できる。	取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り行使できる。

- (注) 1. 株式会社セブン銀行第1回-①新株予約権の内容については、平成20年7月18日の取締役会決議により一部修正されており、上記表中にはかかる修正後の内容を記載しております。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数には、平成23年12月1日付で実施した普通株式1株を1,000株とする株式分割に伴い調整された後の株式数を記載しております。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

名称	株式会社セブン銀行 第4回-②新株予約権
発行決議	平成23年7月1日
新株予約権の数（新株予約権を交付した者の人数）	118個（8名）
うち執行役員	118個（8名）
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 118,000株 （新株予約権1個当たり 1,000株）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 127,950円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 1,000円
新株予約権の行使期間	平成23年8月9日から 平成53年8月8日まで
新株予約権の主な行使条件	執行役員の地位を喪失した日（取締役就任の場合は取締役の地位を喪失した日）の翌日以降10日間に限り行使できる。

（注）新株予約権の目的となる株式の種類及び数には、平成23年12月1日付で実施した普通株式1株を1,000株とする株式分割に伴い調整された後の株式数を記載しております。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 公認会計士 小澤 陽一 公認会計士 宮田 世紀	公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の金額 47 上記以外の報酬 2	当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、株式の売出しに係るコンフォートレター作成についての対価を支払っております。

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、「公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の金額」には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合は、当社監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、当社取締役会は、会計監査人の職務状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認められる場合には監査役会の同意を得て、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

ロ 会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つと位置づけており、剰余金の配当については、株主への適正な利益還元の見地から、内部留保とのバランスを勘案しつつ、現金による継続的な安定配当を実現できるよう努力することを基本方針としております。配当性向については年間35%を最低目標とし、配当回数については年2回（中間配当及び期末配当）を基本方針としております。

- ハ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実該当ありません。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

明確な形では定めておりませんが、継続的な業況拡大やコーポレートガバナンスの強化等を通じた企業価値の最大化等により適切な対応を行っていく方針であります。

8 業務の適正を確保する体制

会社法第362条第4項第6号に規定する体制の整備について、当社が実施すべき事項を平成18年5月8日開催の取締役会で決議いたしました。本決議の内容については、年度毎に進捗状況をレビューし見直しを行っております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、経営にあたってコンプライアンスを実践するため、「コンプライアンス基本方針」・「遵守基準」を定める。取締役は、コンプライアンスへの取組状況の概要を定期的に取締役会に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、適切かつ確実に保存・管理し、取締役又は監査役から要請があった場合に速やかに開示する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、当社経営に係る損失の危険を適切に管理し、経営の健全性と効率性を確保するため、リスク管理を体系的に規定する「リスク管理の基本方針」を定める。取締役は、リスク管理に関する事項を定期的に取締役会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、「取締役会規則」を制定のうえ付議・報告すべき重要事項を規定し、取締役会の効率的な運営を図る。取締役会は、業務執行の意思決定効率化のため経営会議を設置し、円滑かつ効率的な職務の執行を図るため執行役員制度を導入する。

⑤ 社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、「コンプライアンス基本方針」・「遵守基準」に基づいて適切なコンプライアンス体制を整備する。取締役は、社員の職務の執行において、コンプライアンスを確保するための体制構築、施策決定、施策の実施及び実施状況の検証、施策評価につき、最終責任を負う。

⑥ グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、経営理念を共有するセブン&アイHLDGS.グループの一員として、グループの取締役・社員一体となった遵法意識の醸成を図る。銀行経営の健全性を最優先とし、アームズ・レングス・ルール等を遵守しつつ、独立して経営判断を行う体制を整備する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する組織として監査役室を設け、監査役室専属の社員を置く。さらに、取締役は、監査役から要請があった場合には、社員に監査業務の補助を行わせるものとする。

⑧ 監査役の使用人の取締役からの独立性に関する事項

人事部担当役員は、監査役室所属の社員の人事異動、人事評価及び懲戒処分につき、事前に常勤監査役へ報告し常勤監査役の同意を得ることを要する。

⑨ 取締役及び社員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び社員は、監査役に対し、法定の事項に加え、重要な事項を速やかに報告する。取締役は、監査役会から監査方針・監査実施状況等の説明を受け、監査役会に報告すべき事項を監査役会と協議して定め、その報告を行う。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役、内部監査部署は監査役会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深める。

9 会計参与に関する事項

該当ありません。

10 その他

該当ありません。

第11期末（平成24年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
現 金 預 け 金	368,518	預 金	331,581
現 金	364,110	普 通 預 金	196,290
預 け 金	4,408	定 期 預 金	134,949
コ ー ル ロ ー ン	23,000	そ の 他 の 預 金	341
有 価 証 券	98,813	譲 渡 性 預 金	40,690
国 債	96,669	コ ー ル マ ネ ー	19,000
株 式	2,144	借 用 金	24,000
貸 出 金	1,916	社 債	54,000
当 座 貸 越	1,916	そ の 他 負 債	57,739
そ の 他 資 産	131,992	未 払 法 人 税 等	6,755
前 払 費 用	406	未 払 費 用	4,822
前 払 年 金 費 用	0	前 受 収 益	9
未 収 収 益	7,206	A T M 仮 受 金	42,578
A T M 仮 払 金	123,554	資 産 除 去 債 務	265
そ の 他 の 資 産	824	そ の 他 の 負 債	3,307
有 形 固 定 資 産	10,954	賞 与 引 当 金	315
建 物	803	負 債 の 部 合 計	527,326
A T M	8,807	（純資産の部）	
その他の有形固定資産	1,343	資 本 金	30,505
無 形 固 定 資 産	16,693	資 本 剰 余 金	30,505
ソ フ ト ウ ェ ア	15,944	資 本 準 備 金	30,505
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	738	利 益 剰 余 金	64,401
その他の無形固定資産	9	利 益 準 備 金	0
繰 延 税 金 資 産	1,146	そ の 他 利 益 剰 余 金	64,401
貸 倒 引 当 金	△77	繰 越 利 益 剰 余 金	64,401
		自 己 株 式	△0
		株 主 資 本 合 計	125,413
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△4
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△4
		新 株 予 約 権	220
		純 資 産 の 部 合 計	125,629
資 産 の 部 合 計	652,956	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	652,956

第11期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科 目	金 額
経常収益	88,318
資金運用収益	486
貸出金利息	172
有価証券利息配当金	247
コールローン利息	63
預け金利息	2
役員取引等収益	87,711
受入為替手数料	591
A T M受入手数料	83,870
その他の役員収益	3,249
その他業務収益	5
外国為替売買益	5
その他経常収益	115
その他の経常収益	115
経常費用	58,761
資金調達費用	1,931
預金利息	562
譲渡性預金利息	26
コールマネー利息	21
借入金利息	256
社債利息	1,064
役員取引等費用	10,705
支払為替手数料	269
A T M設置支払手数料	9,954
A T M支払手数料	381
その他の役員費用	100
営業経費用	46,075
その他の経費用	48
貸倒引当金繰入額	6
その他の経費用	42
経常利益	29,557
特別損失	257
固定資産処分損失	145
減損損失	111
税引前当期純利益	29,300
法人税、住民税及び事業税	12,029
法人税等調整額	3
法人税等合計	12,032
当期純利益	17,267

第11期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本合 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資 本 準備金	資本剰余金合計	利 益 準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当事業年度期首残高	30,503	30,503	30,503	0	53,326	53,326	—	114,333
当事業年度変動額								
新株の発行	2	2	2			—		5
剰余金の配当			—		△6,192	△6,192		△6,192
利益準備金の積立			—	0	△0	—		—
当期純利益			—		17,267	17,267		17,267
自己株式の取得			—			—	△0	△0
株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額）			—			—		—
当事業年度変動額合計	2	2	2	0	11,075	11,075	△0	11,080
当事業年度末残高	30,505	30,505	30,505	0	64,401	64,401	△0	125,413

	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当事業年度期首残高	51	51	154	114,539
当事業年度変動額				
新株の発行		—		5
剰余金の配当		—		△6,192
利益準備金の積立		—		—
当期純利益		—		17,267
自己株式の取得		—		△0
株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額）	△55	△55	66	10
当事業年度変動額合計	△55	△55	66	11,090
当事業年度末残高	△4	△4	220	125,629

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6年～18年
ATM	5年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に営業関連部署から独立したリスク統括部が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて貸倒引当金の算定を行っております。なお、当該部署から独立した監査部が査定結果の監査を行うこととしております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当事業年度については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

5. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

6. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

一部の負債に金利スワップの特例処理を適用しております。変動金利の相場変動を相殺するヘッジについて、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は0百万円、延滞債権額は3百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は0百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3百万円であります。

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券

1,800百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー

1,700百万円

上記のほか、為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、有価証券94,868百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は782百万円であります。

6. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,204百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが1,204百万円であります。

7. 有形固定資産の減価償却累計額

38,265百万円

8. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、現金自動預払機、電子計算機及びその周辺機器及びその他の事務用機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

①取得価額相当額	有形固定資産	一百万円
	無形固定資産	一百万円
	合計	一百万円
②減価償却累計額相当額	有形固定資産	一百万円
	無形固定資産	一百万円
	合計	一百万円
③期末残高相当額	有形固定資産	一百万円
	無形固定資産	一百万円
	合計	一百万円
④未経過リース料期末残高相当額	1年内	一百万円
	1年超	一百万円
	合計	一百万円
⑤支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	支払リース料	32百万円
	減価償却費相当額	30百万円
	支払利息相当額	0百万円

⑥減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑦利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(2) オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料		
	1年内	9百万円
	1年超	5百万円
	合計	15百万円

9. 当事業年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△1,480百万円
年金資産（時価）	973
未積立退職給付債務	△507
未認識数理計算上の差異	493
未認識過去勤務債務	15
貸借対照表計上額の純額	0
前払年金費用	0
10. 関係会社に対する金銭債権総額	70百万円
11. 関係会社に対する金銭債務総額	44,261百万円

12. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上することとされております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は0百万円であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益	
役務取引等に係る収益総額	744百万円
その他の取引に係る収益総額	42百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	7百万円
役務取引等に係る費用総額	9,536百万円
その他の取引に係る費用総額	74百万円

2. 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

主な地域 東京都下
 主な用途 遊休資産
 種類 ATM
 減損損失額 111百万円

資産のグルーピングについては、銀行全体をひとつの単位としております。また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。

第3世代ATMへの入替に伴い、将来の使用が見込まれていない資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額を使用しており、正味売却価額については、他への転用や売却が困難であるため、零としております。

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,190	1,189,717	—	1,190,908	(注)1.
合計	1,190	1,189,717	—	1,190,908	
自己株式					
普通株式	—	0	—	0	(注)2.
合計	—	0	—	0	

(注)1. 普通株式の発行済株式の増加1,189,717千株は、株式分割による増加及びストック・オプションの行使に伴う増加によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の増加0千株は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当事業年度末 残高 (百万円)	摘要
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度末		
ストック・ オプションとしての新 株予約権			—————			220	
合計			—————			220	

(注)自己新株予約権は存在いたしません。

3. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年5月27日 取締役会	普通株式	3,096百万円	2,600円	平成23年3月31日	平成23年6月6日
平成23年11月10日 取締役会	普通株式	3,096百万円	2,600円	平成23年9月30日	平成23年12月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年5月25日 取締役会	普通株式	4,287百万円	利益剰余金	3円60銭	平成24年3月31日	平成24年6月4日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達・運用の両面において、安定性確保とリスク極小化を基本方針としており、積極的なリスクテイクによる収益追求は行っておりません。

当社の資金調達は、ATM装填用現金等の運転資金及びATM・システム関連投資等の設備投資資金の調達に大別され、金利動向等を踏まえてベースとなる資金を預金、長期借入や社債発行等により確保した上で、日々の調達額の変動をコール市場からの調達により賄っております。

一方、運用については、個人向けに、ごく小口の貸出業務を行っておりますが、中心は「限定的なエンドユーザー」としての資金証券業務であります。運用先は信用力が高く流動性に富む国債等の有価証券や信用力の高い金融機関に対する預け金、コールローン等に限定しており、リスクの高い金融派生商品等による運用は行わないこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主としてATM事業を円滑に行うための現金がその大半を占めております。余資をコールローンに放出しており、発行体の信用リスクに晒されております。有価証券は、国債等及び株式であり、その他保有目的としております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。貸出金は、個人向けのローンサービス（極度型カードローン）であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されておりますが、債権は全額保証を付しているため、リスクは限定的となっております。

また、当社は、銀行業を営んでおり、その金融負債の大半を占める預金及び譲渡性預金は金利の変動リスクに晒されております。必要に応じてコールマネーにて短期的な調達をしておりますが、必要な資金を調達できない流動性リスクに晒されております。借入金、社債は、一定の環境の下で当社が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、変動金利の借入を行っており、金利の変動リスクに晒されておりますが、金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

信用リスクに関する基本方針を「リスク管理の基本方針」に、その下位規程として「信用リスク管理規程」を制定し、これを遵守しております。信用リスクは現状、ATMに関する決済業務及びALM操作に関わる優良な金融機関等に対する預け金、資金放出、仮払金等に限定し、信用リスクを抑制した運営としております。また、自己査定基準、償却引当基準、自己査定・償却引当規程に従い、適正な自己査定、償却引当を実施しております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

市場リスクに関する基本方針を「リスク管理の基本方針」に、その下位規程として「市場性リスク管理規程」を制定し、これを遵守しております。「市場性リスク管理規程」にて、リスク限度額、ポジション限度、損失許容限度を設定することを規定し、リスク統括部リスク管理担当がそれらについて日次で計測・モニタリングし、経営会議等に報告を行っております。なお、月1回開催するALM委員会にて、リスクの状況、金利動向の見通し等が報告され、運営方針を決定する体制としております。

市場リスクに係る定量的情報

当社の市場リスクについては、金利リスクが主要なリスクであり、当社全体の資産・負債を対象として市場リスク量(VaR)を計測しております。VaRの計測にあたっては、分散共分散法(保有期間125日、信頼区間99.9%、データ観測期間1年間)を採用しており、平成24年3月31日時点で当社の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で990百万円であります。また当社の事業特性を鑑み、資産側の現金に対して金利期間を認識し、期間5年のゼロクーポン債(平均期間約2.5年)とみなして計測しております。モデルの妥当性に関しては、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを定期的実施しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③流動性リスクの管理

流動性リスクに関する基本方針を「リスク管理の基本方針」に、その下位規程として「流動性リスク管理規程」を制定し、これを遵守しております。「流動性リスク管理規程」にて、運用・調達の間隔の違いによって生ずるギャップ限度を設定することを規定し、リスク統括部リスク管理担当がそれらについて日次で計測・モニタリングし、経営会議等に報告を行っております。資金繰り逼迫時においては、全社的に迅速かつ機動的な対応が取れるよう、シナリオ別対策を予め策定し、万全を期しており、資金流動性確保に懸念はないものと考えております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金（*）	368,516	368,516	—
(2) コールローン（*）	22,950	22,950	—
(3) 有価証券			
その他有価証券	96,669	96,669	—
(4) 貸出金	1,916		
貸倒引当金（*）	△0		
	1,916	1,916	—
(5) A T M仮払金（*）	123,550	123,550	—
資産計	613,602	613,602	—
(1) 預金	331,581	332,404	823
(2) 譲渡性預金	40,690	40,690	—
(3) コールマネー	19,000	19,000	—
(4) 借入金	24,000	24,350	350
(5) 社債	54,000	54,920	920
(6) A T M仮受金	42,578	42,578	—
負債計	511,850	513,944	2,094

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、コールローン、A T M仮払金に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、貸借対照表計上額から直接減額しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、満期のある預け金はありません。

(2) コールローン

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、固定金利によるものはありません。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(5) ATM仮払金

未決済期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、変動金利によるものはありません。

(5) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

(6) ATM仮受金

未決済期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、「2. 金融商品の時価等に関する事項」の「資産(3) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*)	2,144
合計	2,144

(*) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金融債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	4,408	—	—	—	—	—
コールローン	23,000	—	—	—	—	—
有価証券						
其他有価証券のうち満期のあるもの	96,500	—	—	—	—	—
貸出金(*2)	1,913	—	—	—	—	—
A T M仮払金	123,554	—	—	—	—	—
合計	249,376	—	—	—	—	—

(*1) 預け金のうち、満期のない預け金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない3百万円は含めておりません。

なお、貸出金は、「1年以内」として開示しております。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	268,247	33,674	29,658	—	—	—
譲渡性預金	40,690	—	—	—	—	—
コールマネー	19,000	—	—	—	—	—
借入金	—	18,000	6,000	—	—	—
社債	10,000	44,000	—	—	—	—
A T M仮受金	42,578	—	—	—	—	—
合計	380,516	95,674	35,658	—	—	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券（平成24年3月31日現在）
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券（平成24年3月31日現在）
該当ありません。
3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成24年3月31日現在）
該当ありません。
4. その他有価証券（平成24年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	債券			
	国債	48,619	48,609	10
	小計	48,619	48,609	10
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	債券			
	国債	48,049	48,067	△17
	小計	48,049	48,067	△17
合計		96,669	96,676	△7

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
該当ありません。
6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
該当ありません。
7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。
8. 減損処理を行った有価証券
該当ありません。

(金銭の信託関係)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名
営業経費 71百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第1回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社執行役員 3名	当社取締役 4名	当社執行役員 5名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 184,000株	普通株式 21,000株	普通株式 171,000株	普通株式 38,000株
付与日	平成20年8月12日	同左	平成21年8月3日	同左
権利確定条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成20年8月13日から平成50年8月12日まで	同左	平成21年8月4日から平成51年8月3日まで	同左
	第3回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第3回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第4回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第4回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社執行役員 4名	当社取締役 5名	当社執行役員 8名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 423,000株	普通株式 51,000株	普通株式 440,000株	普通株式 118,000株
付与日	平成22年8月9日	同左	平成23年8月8日	同左
権利確定条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成22年8月10日から平成52年8月9日まで	同左	平成23年8月9日から平成53年8月8日まで	同左

(注)株式数に換算して記載しております。なお、当社は平成23年12月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合をもって株式分割を行っているため、株式数は株式分割に伴い調整された後の数値によっております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回-① 新株予約権 (株式報酬型 ストック・ オプション)	第1回-② 新株予約権 (株式報酬型 ストック・ オプション)	第2回-① 新株予約権 (株式報酬型 ストック・ オプション)	第2回-② 新株予約権 (株式報酬型 ストック・ オプション)
権利確定前(株)				
前事業年度末				
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前事業年度末	157,000	21,000	171,000	38,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	7,000	—	8,000
失効	—	—	—	—
未行使残	157,000	14,000	171,000	30,000
	第3回-① 新株予約権 (株式報酬型 ストック・ オプション)	第3回-② 新株予約権 (株式報酬型 ストック・ オプション)	第4回-① 新株予約権 (株式報酬型 ストック・ オプション)	第4回-② 新株予約権 (株式報酬型 ストック・ オプション)
権利確定前(株)				
前事業年度末	—	—	—	—
付与	—	—	440,000	118,000
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	440,000	118,000
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前事業年度末	423,000	51,000	—	—
権利確定	—	—	440,000	118,000
権利行使	—	13,000	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	423,000	38,000	440,000	118,000

②単価情報

	第1回-① 新株予約権 (株式報酬型 ストック・ オプション)	第1回-② 新株予約権 (株式報酬型 ストック・ オプション)	第2回-① 新株予約権 (株式報酬型 ストック・ オプション)	第2回-② 新株予約権 (株式報酬型 ストック・ オプション)
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	—	165,700円	—	165,700円
付与日における公正な評価単価	新株予約権 1個当たり 236,480円	新株予約権 1個当たり 236,480円	新株予約権 1個当たり 221,862円	新株予約権 1個当たり 221,862円
	第3回-① 新株予約権 (株式報酬型 ストック・ オプション)	第3回-② 新株予約権 (株式報酬型 ストック・ オプション)	第4回-① 新株予約権 (株式報酬型 ストック・ オプション)	第4回-② 新株予約権 (株式報酬型 ストック・ オプション)
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	—	165,700円	—	—
付与日における公正な評価単価	新株予約権 1個当たり 139,824円	新株予約権 1個当たり 139,824円	新株予約権 1個当たり 127,950円	新株予約権 1個当たり 127,950円

(注) 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式1,000株であります。なお、当社は平成23年12月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合をもって株式分割を行っているため、権利行使価格は株式分割に伴い調整された後の数値によっております。また、行使時平均株価はストック・オプション行使時の当社の平均株価であります。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された第4回-①新株予約権及び第4回-②新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

- (2) 主な基礎数値及び見積方法

		第4回-①新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第4回-②新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
株価変動性	(注) 1.	34.58%	34.58%
予想残存期間	(注) 2.	6.18年	6.18年
予想配当	(注) 3.	5,200円/株	5,200円/株
無リスク利率	(注) 4.	0.469%	0.469%

- (注) 1. 3年5ヶ月間(平成20年2月29日から平成23年8月8日まで)の株価実績に基づき算定しております。
 2. 在職中の役員、平成23年6月から年齢退任日までの日数の平均値に、行使可能期間の10日間を加算した日数を経過した時点で行使されるものと推定して見積っております。
 3. 付与日における直近の配当実績によっております。
 4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りには困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
未払事業税	493百万円
減価償却費損金算入限度超過額	190
賞与引当金	119
資産除去債務	94
ストック・オプション費用	80
未払金(旧役員退職慰労引当金)	77
貸倒引当金損金算入限度超過額	29
減損損失	21
その他有価証券評価差額金	2
その他	72
繰延税金資産合計	1,182
繰延税金負債	
資産除去債務に係る有形固定資産修正額	△34
前払費用	△0
その他	△1
繰延税金負債合計	△35
繰延税金資産の純額	1,146百万円

2. 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産は97百万円減少し、その他有価証券評価差額金は0百万円減少し、法人税等調整額は97百万円増加しております。

(持分法損益等)

該当ありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社	株式会社セブン・イレブン・ジャパン	東京都千代田区	17,200	コンビニエンスストア事業	被所有直接 38.09%	ATM設置及び管理業務に関する契約 資金取引	ATM設置支払手数料の支払 (注)1.	9,536	未払費用 (注)2.	859

(注)1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

ATM設置支払手数料に係る取引条件及び取引条件の決定方針等については、事務委任に対する対価性及び同社が負担したインフラ整備費用等を総合的に勘案して決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりませんが、期末残高には消費税等を含めております。

(2) 子会社及び関連会社等

該当ありません。

(3) 同一の親会社を持つ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社等	株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター	東京都千代田区	10	金融関連事業	—	資金取引	譲渡性預金の受入(注)2.	20,341	譲渡性預金	40,000
							譲渡性預金利息(注)1.	20	未払費用	0

(注)1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

譲渡性預金の利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

2. 譲渡性預金の取引金額は、当事業年度中の平均残高を記載しております。

(4) 役員及び個人株主等

該当ありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社セブン&アイ・ホールディングス（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当ありません。

(1) 株当たり情報

1株当たりの純資産額	105円30銭
1株当たりの当期純利益金額	14円49銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	14円48銭

(注)当社は、平成23年12月1日付で普通株式1株につき普通株式1,000株の割合をもって株式分割を行っており、1株当たりの純資産額、1株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当事業年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しております。

(重要な後発事象)

無担保社債の発行

当社は、平成24年5月11日開催の取締役会にて、国内における一般募集による無担保社債の発行に関する決議を行いました。概要は以下の通りです。

1. 社債の種類	国内無担保普通社債
2. 募集社債の総額	400億円以内
3. 募集社債の利率	固定金利、年1.0%以下
4. 募集社債の償還方法	満期一括償還（期限前買入償却可）
5. 募集社債の償還期限	7年以内
6. 募集社債の払込金額	各募集社債の金額100円につき金100円
7. 発行時期	平成24年5月11日から平成24年6月末日までの間
8. 担保・保証	担保・保証は付さず、また資産は特に留保しない
9. 資金の用途	社債償還資金及び一般運転資金
10. 財務上の特約	担保提供制限条項を付すことができるものとする
11. その他	具体的な発行条件及びその他本社債発行に関し必要な一切の事項は代表取締役社長に一任する。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成24年 5月21日

株式会社 セブン銀行
取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 澤 陽 一 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮 田 世 紀 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セブン銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び重要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月25日

株式会社 セブン銀行 監査役会

常勤監査役 池田 俊明 ㊟

監査役 日野 正晴 ㊟

監査役 片田 哲也 ㊟

監査役 牛尾 奈緒美 ㊟

(注) 監査役 日野正晴、監査役 片田哲也、監査役 牛尾奈緒美は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役10名選任の件

現任取締役全員（8名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となり、また経営陣強化のため取締役2名を増員したいため、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
1	<small>あんざい たかし</small> 安 齋 隆 (昭和16年1月17日生)	昭和38年4月 日本銀行入行 平成6年12月 同行理事 平成10年11月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行） 頭取 平成12年8月 株式会社イトーヨーカ堂顧問 平成13年4月 当社代表取締役社長 平成17年9月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役 (現任) 平成22年6月 当社代表取締役会長（現任） [重要な兼職の状況] 株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役	515,700株
2	<small>わかすぎ まさとし</small> 若 杉 正 敏 (昭和21年1月19日生)	昭和44年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行） 入行 平成8年6月 同行取締役人事グループ統括部長兼人事部研修室長 平成9年10月 長銀証券株式会社専務取締役 平成10年6月 長銀ウォーバーグ証券会社（現UBS証券会社）マ ネージングダイレクタ 平成11年6月 株式会社レナウン第二営業本部長 平成12年9月 株式会社イトーヨーカ堂顧問 平成13年4月 当社常務取締役 平成18年6月 当社取締役専務執行役員 平成22年6月 当社取締役副会長執行役員（現任） [担当] 人事部	299,400株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
3	ふたごいし けんすけ 二子石 謙 輔 (昭和27年10月6日生)	昭和52年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行） 入行 平成13年4月 株式会社UFJホールディングス（現株式会社三菱 UFJフィナンシャル・グループ）リテール企画部 長 平成14年1月 株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀 行）五反田法人営業部長 平成15年10月 当社入社 平成15年11月 当社業務推進部長 平成16年6月 当社取締役 平成18年6月 当社取締役執行役員 平成19年11月 当社取締役常務執行役員 平成21年6月 当社取締役専務執行役員 平成22年6月 当社代表取締役社長（現任） [担当] 監査部	180,900株
4	ふなたけ やすあき 舟竹 泰 昭 (昭和31年11月29日生)	昭和55年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行） 入行 平成13年7月 株式会社新生銀行リテール業務推進部長 平成13年12月 当社入社 平成14年10月 当社事業開発部長 平成18年5月 当社業務開発部長 平成18年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社取締役執行役員 平成22年6月 当社取締役常務執行役員企画部長（現任） [担当] 企画部、業務改革部	157,700株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
5	<p style="text-align: center;">いしぐろ かずひこ 石 黒 和 彦 (昭和32年12月2日生)</p>	<p>昭和55年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行） 入行</p> <p>平成10年11月 同行システム部（東京）次長</p> <p>平成13年4月 株式会社ユーフィット（現T I S株式会社）出向 取締役</p> <p>平成16年4月 U F J I S株式会社（現三菱UFJインフォメーシ ョンテクノロジー株式会社）出向 取締役</p> <p>平成18年3月 同社出向 常務取締役</p> <p>平成21年5月 当社入社</p> <p>平成21年5月 当社執行役員</p> <p>平成22年6月 当社取締役執行役員システム部長（現任）</p> <p>〔担当〕 システム部、ATMソリューション部、事務部、 商品サービス部</p>	3,700株
6 ※	<p style="text-align: center;">おおいずみ たく 大 泉 琢 (昭和31年10月24日生)</p>	<p>昭和55年4月 日本銀行入行</p> <p>平成14年11月 同行横浜支店長</p> <p>平成18年7月 同行決済機構局長</p> <p>平成20年4月 同行発券局長</p> <p>平成22年7月 当社入社</p> <p>平成23年1月 当社執行役員（現任）</p> <p>〔担当〕 調査部、資金証券部、新規事業部</p>	2,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
7	おおはし ようじ 大橋 洋治 (昭和15年1月21日生)	昭和39年4月 全日本空輸株式会社入社 平成5年6月 同社取締役 平成9年6月 同社常務取締役 平成11年6月 同社代表取締役副社長 平成13年4月 同社代表取締役社長 平成17年4月 同社代表取締役会長 平成19年4月 同社取締役会長(現任) 平成20年5月 社団法人日本経済団体連合会副会長 平成20年6月 当社取締役(現任) 平成20年6月 日本原子力発電株式会社監査役(現任) 平成22年10月 株式会社テレビ東京ホールディングス取締役(現任) 〔重要な兼職の状況〕 全日本空輸株式会社取締役会長	2,200株
8	たむら としかず 田村 敏和 (昭和15年1月30日生)	昭和37年4月 野村証券株式会社入社 昭和59年11月 同社経理部長 昭和61年11月 同社管理部長 昭和62年12月 日本合同ファイナンス株式会社(現株式会社ジャフコ)取締役企画部長 平成2年6月 同社常務取締役 平成6年6月 同社専務取締役 平成10年6月 株式会社ジャフコ代表取締役専務 平成12年7月 学校法人産業能率大学常務理事 平成13年12月 産能大学(現産業能率大学)副学長 教授 平成14年4月 同大学大学院経営情報学研究科研究科長 平成17年6月 産能短期大学(現自由が丘産能短期大学)副学長教授 平成20年6月 当社取締役(現任) 平成20年6月 株式会社マングラム取締役(現任)	16,900株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
9 ※	みやざき ゆうこ 宮崎裕子 (昭和26年7月9日生)	昭和54年4月 弁護士登録・第一東京弁護士会所属（現任） 昭和54年4月 長島・大野法律事務所（現長島・大野・常松法律事務所）入所 昭和59年8月 世界銀行法務部カウンセル（昭和61年8月迄） [重要な兼職の状況] 弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）	0株
10	うじいえ ただひこ 氏家忠彦 (昭和20年5月22日生)	昭和55年4月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン入社 平成2年5月 同社取締役 平成9年5月 同社常務取締役 平成13年4月 当社取締役（現任） 平成13年5月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン専務取締役 平成15年5月 同社取締役専務執行役員 平成17年9月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役最高財務責任者 平成18年5月 同社取締役専務執行役員最高財務責任者 平成23年5月 同社顧問（現任） [重要な兼職の状況] 株式会社セブン&アイ・ホールディングス顧問	191,400株

- 注1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 候補者氏家忠彦氏は、過去5年間に当社の特定関係事業者において、次のとおり業務を執行しております。
 - 平成21年5月まで 株式会社セブン-イレブン・ジャパン取締役専務執行役員
 - 平成23年5月まで 株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役専務執行役員最高財務責任者
 - 平成23年5月まで 株式会社セブン・フィナンシャルサービス代表取締役社長
 - 平成23年5月まで 株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター代表取締役社長
 4. 候補者大橋洋治氏、田村敏和氏、宮崎裕子氏及び氏家忠彦氏は社外取締役候補者であります。
 5. 社外取締役候補者とした理由は、次のとおりであります。
 - 大橋洋治氏は、全日本空輸株式会社の代表取締役、社団法人日本経済団体連合会副会長としての経験・識見等を、現に当社経営に活かしていただいておりますので、社外取締役として適任であると考えております。
 - 田村敏和氏は、野村証券株式会社でのアンダーライターとしての業務経験、株式会社ジャフコの代表取締役としての経験、産業能率大学教授としての専門知識・識見等を、現に当社経営に活かしていただいておりますので、社外取締役として適任であると考えております。
 - 宮崎裕子氏は、租税法及び企業法務を専門とする弁護士であり、その法律知識・豊富な経験等を、当社の経営に活かしていただくことが期待できますので、社外取締役として適任であると考えております。同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
 - 氏家忠彦氏は、当社の大株主である株式会社セブン-イレブン・ジャパンでの取締役専務執行役員としての経験、及び同社の親会社である株式会社セブン&アイ・ホールディングスの取締役としての経験等を、現に当社経営に活かしていただいておりますので、社外取締役として適任であると考えております。
 6. 社外取締役候補者が過去5年間に他の会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実は、次のとおりであります。
 - 大橋洋治氏が取締役就任している全日本空輸株式会社は、平成20年2月から3月までに行ったプレミアムクラスの新聞広告に関し、景品表示法に違反する行為があったとして、平成20年8月、公正取引委員会より排除命令を受けました。
 - 氏家忠彦氏が平成21年5月まで取締役に就任していた株式会社セブン-イレブン・ジャパンは、デイリー商品の見切り販売に関し、優越的地位の濫用禁止の規定に違反する行為があったとして、平成21年6月、公正取引委員会より排除措置命令を受けました。
 7. 大橋洋治氏、田村敏和氏及び氏家忠彦氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって、大橋洋治氏及び田村敏和氏は4年、氏家忠彦氏は11年3ヶ月となります。
 8. 社外取締役候補者大橋洋治氏、田村敏和氏及び氏家忠彦氏の各氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております（ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令の定める額といたします。）。各氏の社外取締役選任が原案どおり承認可決された場合、当該責任限定契約は引き続き効力を有するものとしております。また、社外取締役候補者宮崎裕子氏の選任が原案どおり承認可決された場合、当社は同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 9. 大橋洋治氏及び田村敏和氏につきましては、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

第2号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成20年6月18日開催の第7回定時株主総会において、年額300,000,000円以内（うち社外取締役分年額50,000,000円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと取締役が2名増員されること、その後の経済情勢の変化等諸般の事情を勘案し、取締役の報酬額を年額350,000,000円以内（うち社外取締役分年額60,000,000円以内）と改めさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたと存じます。

また、現在の取締役の員数は8名（うち社外取締役3名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと取締役は10名（うち社外取締役4名）となります。

第3号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額および内容改定の件

当社の取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額は、平成20年6月18日開催の第7回定時株主総会において、取締役報酬額とは別枠で年額60,000,000円以内とご承認いただき今日に至っております。

株式報酬型ストック・オプションは、取締役の報酬を当社の業績や株式価値と連動したものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とするものであります。

今般、第2号議案と同様の理由から、取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額を取締役報酬額とは別枠で年額100,000,000円以内と改めさせていただきたいと存じます。

なお、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案の対象となる当社の取締役の員数は、社外取締役4名を除く6名となります。

この報酬額の改定に伴い、取締役に対して株式報酬型ストック・オプションとして割当てたる新株予約権の内容を以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は、当社普通株式1,000株とする。

なお、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合等、上記の対象株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で対象株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の総数は、上記の年額100,000,000円を、新株予約権の割当て日の当社の株価、一定の基準により算出された株価変動率及び新株予約権の行使可能期間等の諸条件を織り込んだブラック・ショールズ・モデルに基づき算出される新株予約権1個あたりの公正価額をもって除して得られた数(整数未満の端数は切捨て)を限度とする。

(3) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権の割当て日において、ブラック・ショールズ・モデルに基づき算出される1株当たりの公正価額に、対象株式数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込みに代えて、取締役が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額である1円に対象株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権を割当てたる日の翌日から30年間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使条件

(ア)新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

(イ)新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。

かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(ウ)の契約に定めるところによる。

(ウ)その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによる。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区芝公園三丁目3番1号
 東京プリンスホテル 2階 鳳凰の間
 電話 (03) 3432-1111 (代表)



J R線・東京モノレール

都営地下鉄三田線

都営地下鉄浅草線・大江戸線

都営地下鉄大江戸線

東京メトロ日比谷線

浜松町駅から

御成門駅 (A1出口) から

大門駅 (A6出口) から

赤羽橋駅 (赤羽橋口) から

神谷町駅 (3番出口) から

徒歩10分

徒歩1分

徒歩7分

徒歩7分

徒歩10分